

## 協 定 書

佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が管理する身障者用駐車場の適正利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲及び乙の役割）

第 1 条 甲は、乙が管理する身障者用駐車場を利用できる者に対し、身障者用駐車場利用証（パーキングパーミット、以下「利用証」という。）を交付する。

2 乙は、身障者用駐車場の適正利用に努めるものとする。

（乙の協力）

第 2 条 乙は、身障者用駐車場に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

2 乙は、身障者用駐車場に利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示をするものとする。

3 乙は、身障者用駐車場の利用状況を把握し、駐車スペースの確保に努めるものとする。

（周知）

第 3 条 甲及び乙は、身障者用駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

（疑義の解決）

第 4 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所  
氏名 印

乙 住所  
氏名 印